

議案第 3 1 号

長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 3 月 1 8 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市消防団員等公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
 長久手市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年長久手村条例第9号）の
 一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと</p>

認められるときは、1万4,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは消防作業従事者又は救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____

認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは消防作業従事者又は救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円

_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項に

<p>_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>別表</p> <p>補償基礎額表（第5条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>_____において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>別表</p> <p>補償基礎額表（第5条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

【別記1】

改正後

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	1万2,900円	1万3,700円	1万4,500円
分団長及び副分団長	1万1,300円	1万2,100円	1万2,900円
部長・班長及び団員	9,700円	1万500円	1万1,300円

改正前

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	1万2,900円	1万3,700円	1万4,500円
分団長及び副分団長	1万1,300円	1万2,100円	1万2,900円
部長・班長及び団員	9,700円	1万500円	1万1,300円

団長及び副団長	<u>1万2,500円</u>	<u>1万3,350円</u>	<u>1万4,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>1万800円</u>	<u>1万1,650円</u>	<u>1万2,500円</u>
部長・班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>1万800円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長久手市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた長久手市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、長久手市消防団等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 政令の一部改正に伴い、補償基礎額等を改定するものです。

2 改正の内容

- (1) 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を改めること。(第5条及び別表関係)
- (2) 扶養に係る補償基礎額の加算額を改めること。(第5条関係)
- (3) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

条例の改正により、非常勤消防団員等に係る補償基礎額等が変更されます。

4 附則について

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。
- (2) 附則第2項に経過措置を規定するものとします。